委員会発案第１号

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第１４条第２項の規定により提出する。

令和４年（２０２２年）３月２日

提出者　議会運営委員会
委員長　佐　藤　和　典　㊞

柏崎市議会議長　真　貝　維　義　様

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議（案）

令和４年（２０２２年）２月２４日、国際社会の度重なる警告を無視し、ロシアはウクライナへの軍事行動を開始した。

力ずくで主権国家に侵入するロシアのウクライナへの侵攻は、国連憲章違反である。今回のロシアの行為は国際社会の平和と安全を著しく損なうものであり、断じて容認することができない暴挙である。このような一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、第二次世界大戦後、築き上げられてきた国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できない。

よって柏崎市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に最大限の抗議と非難をするとともに、ウクライナへの即時攻撃停止と完全撤退を強く求めるものである。

また、ウクライナに拠点を持つ日本企業は従業員の安否確認の対応に追われており、現地在留邦人は緊迫している中、身の安全が保てるか不安な状況に置かれている。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるよう強く要請する。

以上、決議する。

令和４年（２０２２年）３月２日

柏崎市議会

理由

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議するため